

堺市廃棄物減量等推進審議会 会議録

■ 全部記録

□ 要点記録

会議の名称	令和6年度堺市廃棄物減量等推進審議会 施設整備基本計画の一部に関する専門部会（第1回）		
開催日時	令和6年12月12日（木） 午後1時00分 から 午後2時10分まで		
開催場所	堺市役所 高層館20階 第1特別会議室	傍聴者数	4名
出席者又は欠席者 委員 (50音順：敬称略)	出席者 3名 清水 万由子 藤田 香（Web） 山本 祐吾 欠席者 1名 小島 理沙		
議題	(1) 部会長の選出について (2) 施設整備基本計画の一部に関する専門部会スケジュールについて (3) 一般廃棄物処理体制について (4) その他		
会議の内容	別添のとおり		

令和 6 年度堺市廃棄物減量等推進審議会
施設整備基本計画の一部に関する専門部会（第 1 回）

開催日：令和 6 年 12 月 12 日

場 所：堺市役所 高層館 20 階

第 1 特別会議室

開 会：午後 1 時 00 分

○司会

定刻となりましたので、ただいまから「令和 6 年度堺市廃棄物減量等推進審議会 施設整備基本計画の一部に関する専門部会（第 1 回）」を開催いたします。

本日はお忙しいところご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、環境施設課の徳野と申します。

よろしくお願いいたします。

本日の会議は、対面参加と WEB 会議システムを利用した参加との併用により開催させていただきます。

本部会の委員総数 4 名のうち、現在会場に 2 名の委員にお越しいただいています。

また、WEB では 1 名の委員からのオンライン接続を確認しておりますので、堺市廃棄物減量等推進審議会規則第 8 条第 6 項の規定により、同規則第 3 条第 2 項の規定を準用いたしまして、本会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、京都経済短期大学の小島委員からは、ご欠席との連絡を頂戴しております。

また、本部会は、本審議会規則第 8 条第 6 項の規定により、同規則第 6 条第 1 項の規定を準用いたしまして、公開となっております。

本日の会議には、4 名の傍聴者が来られておりますことをご報告いたします。

傍聴者の方におかれましては、堺市廃棄物減量等推進審議会の傍聴に関する要綱の遵守事項をお守りいただきますようお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

さて、本日は、審議会後初めての開催にあたりまして、環境事業部長の緒方よりご挨拶申し上げます。

○環境事業部長

環境事業部長の緒方でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、「施設整備基本計画の一部に関する専門部会」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本部会は、令和6年10月25日に開催いたしました、「令和6年度第1回堺市廃棄物減量等推進審議会」におきまして、委員の皆様からのご了承に基づき、堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画の基本事項に関する審議を専門的に行うべく、設置されました。

本日は、審議会後初めての専門部会の開催となります。

本部会の委員をお引き受けいただきました皆様におかれましては、大変お忙しい中、誠にありがとうございます。

本市では、既存の一般廃棄物処理施設の老朽化が進んでいることから、本年度から2か年にて、長期的な視点に立ち、施設整備の基本的な方向性を定める「施設整備基本計画」の策定に着手したところであります。

つきましては、施設整備基本計画の基本事項である、将来的な一般廃棄物処理体制や施設処理能力算定方法などについて、ご審議いただくことを予定しております。

委員の皆様におかれましては、様々な視点から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

続きまして、会議の開催にあたり、2点お願いがございます。

まず1点目でございますが、本部会の会議録につきましては、発言者名を明記した上、堺市ホームページ及び市政情報センターでの閲覧などにより、公表させていただきます。

会議録の作成にあたっては、事務局で原案を作成の上、出席部会委員への確認を経て、部会長の署名をいただくことで、最終確定とさせていただきます。

正確を期すため、会議内容を録音させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

2点目でございます。

会場にお集まりの皆様におかれましては、音声を拾います関係上、ご発言の際はマイクを通していただきますようお願いいたします。

ご発言の際はマイクのスイッチを切り替えていただき、オフからオンの状態に、発言終了後はもう一度スイッチを切り替えていただき、オンからオフの状態にお戻しくくださいますようお願い申し上げます。

オンラインでの参加の皆様におかれましては、会議中カメラはオン、マイクはミュートとしていただきますようお願いいたします。

また、ご発言の際は、映像内で挙手いただくか、チャット機能でご発言する旨をお知らせください。

部会長からのご指名後、マイクのミュートを解除の上、ご発言をお願いいたします。

このほか、進行中、不具合などがありましたら、チャット機能等で事務局にご連絡ください。

続きまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

本日配布しております資料でございますが、一番上が本日の「次第」でございます。

次に、「委員名簿」でございます。

次に、本日の「配席図」でございます。

次に、資料1「施設整備基本計画の一部に関する専門部会スケジュールについて」でございます。

次に、資料2「一般廃棄物処理体制について」でございます。

資料の漏れ等ございませんでしょうか。お手元にはない資料がありましたら、事務局にお声掛けください。

よろしいでしょうか。

それでは、次第に沿って会議を進めさせていただきます。

1つ目の議題、「部会長の選出について」でございます。

本審議会規則第8条第3項によりまして、部会長は委員の互選により定めることとなっております。

部会長の選任に関しまして、部会委員の皆様からご推薦等はございませんか。

(藤田委員より挙手あり)

○司会

藤田委員、お願いします。

○藤田委員

先の審議会からご在籍されており、また副会長としてもご就任いただいております、廃棄物について幅広い見識をお持ちの和歌山大学の山本先生にお願いするのはいかがでしょうか。

○司会

山本委員を部会長にとのご提案がありましたが、部会委員の皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○司会

異議なしのお声をいただきましたが、山本委員、いかがでしょうか。

○山本委員

お受けさせていただきます。よろしくお願いします。

○司会

山本委員のご承諾をいただきました。

ありがとうございます。山本委員に部会長をお願いいたします。

それでは、山本部会長に一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。

○山本部会長

改めまして、和歌山大学山本と申します。

大変恐縮ですが、司会進行役ということで役割を務めさせていただきたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

部会に向かうにあたっての思いというのを一言だけ申し上げたいんですが、廃棄物処理施設はどちらかというと迷惑がられるような施設として、ずっとこれまで扱われてきたわけですが、時代も変わってきてまして、1990年、2000年以降は、廃棄物を処理する施設から、地域の循環拠点になる役割というのが、これから益々強くなっていくだろうということと、単に廃棄物を処理してリサイクルするということだけではなくて、上流のものづくりに対する、環境情報を発信していくような基地にもなっていってほしいなと、そこで地域の人々が見て見ぬふりをするのではなく積極的に関わって、環境情報に触れて学んでいただけるような、そういう拠点になってもらいたいという願いがありますので、そんな思いを持ちながら臨ませていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

ありがとうございました。

次に、職務代理をお決めいただきたいと思います。

本審議会規則第8条第5項では、「部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときには、あらかじめ部会長が指名する部会委員がその職務を代理する」と定められておりますので、山本部会長からご指名をお願いいたします。

○山本部会長

それでは、前回から継続して審議会委員にご就任いただき、本審議会の経験が豊富でいらっしゃる近畿大学の藤田先生にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○司会

異議なしのお声をいただきましたが、藤田委員、いかがでしょうか。

○藤田委員

微力ながらお役に立てればと思います。

お受けいたします。よろしくお願いいたします。

○司会

ありがとうございます。藤田委員に職務代理をお願いいたします。

それでは、藤田職務代理に一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。

○藤田職務代理

誠に僭越ながらお引き受けいたしました、藤田でございます。

山本部会長を支え、私たちが生きていく上で必ず出てくる廃棄物と向き合いながら、市民の皆様にとってより良い施策が運営されるよう、お力添えできればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

ありがとうございます。

それでは、本審議会規則第8条第6項の規定により、同規則第3条第1項の「会長が議長となる」の規定を準用いたしまして、ここからは山本部会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

山本部会長、よろしくお願いいたします。

○山本部会長

それでは、2つ目の議題、「施設整備基本計画の一部に関する専門部会スケジュールについて」、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局

着座にて失礼いたします。

環境施設課の柴山でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1「施設整備基本計画の一部に関する専門部会スケジュールについて」、ご説明させていただきます。

まず、「1 本部会の審議項目」でございますが、議題 1「一般廃棄物処理体制について」、議題 2「処理能力算定方法について」、議題 3「地域との共生（環境学習設備の基本方針）について」の 3 つでございます。

次に、「2 施設整備専門部会スケジュール」でございますが、表 1 に示すとおり、計 4 回を予定しております。

各回の議題につきましては、お手元の資料に記載のとおりでございます。

簡単ではございますが、資料 1 に関するご説明は以上でございます。

○山本部会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明がありました内容について、部会委員の皆様方で何かご意見ご質問がございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

スケジュールと議題ですので、特段異論はないかなと思います。

それでは、3 つ目の議題、「一般廃棄物処理体制について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、資料 2「一般廃棄物処理体制について」、ご説明させていただきます。お手元の資料 2 をご覧ください。

それでは、1 ページ「1 本検討の目的」から順にご説明させていただきます。

本検討の目的でございますが、一般廃棄物処理施設の施設配置についての検討をはじめとし、本市が将来にわたり、安全・安心で安定的なごみ処理体制を構築することを目的としております。

続きまして、「2 本市の現状」でございますが、表 1 に、本市の一般廃棄物処理施設の整備状況について、施設ごとに分類したものを示しております。

表 1 に記載のとおり、稼働中の施設は、焼却施設及び破碎施設につきましては、クリーンセンター東工場第二工場及びクリーンセンター臨海工場の 2 施設でございまして、資源化施設（缶・びん）につきましては、リサイクルプラザの 1 施設でございます。

また、東工場内にペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属を一時的に貯留するための施設を設置しております。

なお、表 1 に記載のとおり、本市において、ごみ焼却場として都市計画決定を受けている施設は、クリーンセンター東工場及びクリーンセンター南工場の 2 か所でございます。クリーンセンター臨海工場及びリサイクルプラザにつきましては、建築基準法第 51 条ただし書き許可による施設でございます。

次に、2 ページ「3 一般廃棄物処理体制の必要性」でございますが、清掃工場は市民の皆様方が衛生的な生活を送るために欠くことのできない施設でございます。

一方で、多額の事業費を要する収集運搬や施設運営には効率化が求められることや、処理施設の老朽化により一定年数ごとに必要となる施設更新に多大な事業費を要することから、施設の配置や集約化、施設更新のあり方等の一般廃棄物処理体制につきまして、ごみの収集運搬効率や経済性、災害リスク等の幅広い視点から検討を行った上で、一般廃棄物処理体制を確立する必要があります。

次に、「4 本検討の前提条件」でございますが、上位計画である堺市一般廃棄物処理基本計画及び前回答申（令和 2 年 10 月 28 日）等を踏まえ、以下の 4 つの視点から前提条件を設定しております。

まず、1 点目は 2 工場体制でございまして、災害時や故障時等にごみ処理機能が停止するリスクを回避するため、施設の分散化を図ります。

なお、現在本市における稼働中の一般廃棄物処理施設は、焼却施設につきましては、東工場第二工場、臨海工場の 2 施設、破碎施設につきましては、東工場第二破碎施設、臨海工場破碎施設の 2 施設、資源化施設につきましては、リサイクルプラザの 1 施設でございます。

次に、2 点目は同一敷地内更新でございまして、円滑な施設更新が可能となるよう、今後の清掃工場の更新におきましては、同一敷地内で施設更新が可能となるよう検討してまいります。

続きまして、3 点目は焼却施設と資源化施設の集約化でございまして、本市で唯一の資源化施設であります、リサイクルプラザにつきまして、可燃性残渣処理の効率化、ごみ処理事業経費などの観点から、焼却施設との併設を検討してまいります。

最後に 4 点目は経済性でございまして、焼却施設、破碎施設、資源化施設（リサイクルプラザ）の統合化によります、建設費の縮減及び施設運営の効率化等を検討してまいります。

次に、4 ページ「5 一般廃棄物処理体制の検討手法」でございますが、以下に検討手法をフローで示しております。

なお、今回の第 1 回専門部会で委員の皆様方にご審議を賜る範囲につきましては、図中の実線部で示しております、①から⑦でございます。

続きまして、一般廃棄物処理体制の検討手法につきまして、フローを用いて検討手順をご説明させていただきます。

まず、①必要施設数の検討でございます。

こちらにつきましては、災害時リスク等の観点を踏まえ、本市での一般廃棄物処理に必要な施設数（焼却・破碎・資源化施設の数）を定めます。

続きまして、②建設回避区域の設定でございます。

こちらにつきましては、市内全域から法規制、災害リスク等を考慮いたしまして、一般廃棄物処理施設立地に不適な条件を設定いたします。

続きまして、③施設整備に必要な最低敷地面積の設定でございます。

こちらにつきましては、同一敷地内更新及び焼却・破碎・資源化施設の集約化を想定いたしまして、施設整備に必要な最低必要敷地面積を設定いたします。

次に、④建設候補地の抽出につきましては、③で定めました条件等に基づきまして、②で設定いたしました建設回避区域以外から建設候補地を複数抽出いたします。

次に、⑤建設候補地に対する評価基準の設定でございますが、こちらにつきましては、施設整備及び施設運営に影響を及ぼす事項をもとに設定してまいります。

次に、⑥建設候補地の評価につきましては、④で抽出いたしましたすべての候補地につきまして、⑤で設定した評価基準に基づき、候補地の評価を客観的に実施いたします。

最後に、⑦ごみ処理体制（施設配置案）の検討対象とする建設候補地の選定につきましては、⑥の評価結果から、次回の部会の範囲でございますが、⑧の検討対象（建設候補地の組み合わせ検討）とする建設候補地を抽出してまいります。

ここまですが、今回の部会でご審議いただく範囲でございます。

なお、第2回の専門部会では、検討手順⑦で選定いたしました建設候補地をもとに、施設配置案の検討対象とする建設候補地の組み合わせを設定いたしまして、この組み合わせをもとに、施設配置案を複数設定いたします。

その後、施設配置案の評価基準を設定いたしまして、評価基準に基づいて、施設配置案の評価を行います。

最後に、⑫結論でございますが、評価結果を踏まえまして、本市にとって最適な一般廃棄物処理体制案を作成してまいります。

次に、5 ページ「6 一般廃棄物処理体制の検討」でございます。

①必要施設数の検討、本市における将来のごみ処理体制を検討するための前段階といたしまして、安全・安心で安定的なごみ処理を実施するために必要な施設数について検討いたします。

なお、施設数の決定に際しましては、災害時や故障時等にごみ処理機能が停止するリスクを回避する目的で、施設の分散化を図る必要がございます。

特に、資源化施設は現状リサイクルプラザの1施設のみであるため、災害時や故障時等に資源化機能が停止するリスクがございます。

これらを踏まえまして、将来的な本市におけるごみ処理体制につきましては、各焼却施設に破碎施設及び資源化施設を集約化いたしまして、かつ2工場体制（2施設体制）を構築することが適切であると考えております。

ただし、資源化施設につきましては、既存のリサイクルプラザが老朽化しておりますの

で、早急に施設更新を実施する必要があります。

そのため、次期体制につきましては、暫定的に1施設といたしまして、次々期体制以降は災害時や故障時等にごみ処理機能が停止するリスクを回避する目的で、施設の分散化を図ってまいります。

次に、②建設回避区域の設定でございます。

建設候補地の抽出にあたりまして、一般廃棄物処理施設の立地に不適な範囲、いわゆる建設回避区域を整理します。

なお、建設回避区域につきましては、活断層等による災害リスクや法規制区域等を対象といたしまして、造成・設備設計等の配慮によって対応が可能な項目は除くこととしております。

具体的には4つございまして、①防災関係、②自然環境保全、③土地利用、④重要な施設等で撤去及び移設が物理的に困難な区域の4分類でございます。

7ページの表2をご覧ください。

表2は、建設回避区域への反映項目を具体的に記載したものでございまして、①の「防災関係」では、地すべり、斜面崩壊、土石流、津波、高潮、地震、液状化、②の「自然環境保全」では、自然公園、自然環境保全、鳥獣保護区、③の「土地利用」では、住居・商業系地域、都市公園、風致地区、特別緑地保全地区、農用地区域、④の「重要な施設等で撤去及び移設が物理的に困難な区域」では、史跡・名勝・天然記念物、伝統的建造物群保存地区、歴史的風土特別保存地区、最終処分場をそれぞれ反映しております。

次に、③施設整備に必要な最低敷地面積の設定でございますが、建設候補地を選定するにあたりまして、本市が想定いたします処理能力を有する施設を建設するために最低限必要な敷地面積、いわゆる最低必要敷地面積を設定する必要があります。

なお、最低必要敷地面積を設定するために必要な施設建築面積を算出する条件につきましては、工場棟及び関連施設を対象に、工場棟につきましては、焼却施設、破碎施設及び資源化施設、関連施設につきましては、貯留施設、計量棟、洗車場、駐車場及び車庫を想定しております。

次に、処理能力でございますが、現時点では詳細が未定でございますため、焼却施設につきましては東工場（日量460t）及び臨海工場（日量450t）、破碎施設は東工場第二破碎施設（日量60t）、資源化施設はリサイクルプラザ（日量30t）を仮定しております。

最後に、3点目でございますが、将来的な施設更新時につきましては、同一敷地内での更新が可能であることを想定しております。

ただいま、ご説明させていただきました必須条件をもとに、複数の一般廃棄物処理施設製造・設置事業者、いわゆるプラントメーカー様へのヒアリングを実施いたしまして、そのヒアリング結果をもとに、施設建築面積を表3に示すとおり設定いたしました。

この表3の値を施設建築面積といたしまして、構内道路等の動線を加味し、配置可能と

想定した敷地面積で施設配置を検討いたしました。

続きまして、9ページの図2をご覧ください。

図2は、工場棟及び各関連施設の施設建築面積をもとに、構内道路等の動線を加味いたしまして、配置可能と想定した敷地面積での配置図でございまして、図中の1マスが5mの正方形でございます。

これを用いまして、検討いたしました結果、敷地面積は27,900 m^2 （縦155m、横180m）が必要であるとの検討結果になりました。

なお、先ほどの必須条件でもございましたが、同一敷地内での施設の建て替えを想定しておりますので、一部の建築物や構内道路は流用可能でございますが、施設を稼働しながら建設工事を行う必要がございますので、工場棟と工場棟を囲む周回道路分の面積として17,100 m^2 、図中の矢印で示しているところでございますが、縦95m、横180m程度が追加が必要となる見込みでございます。

そのため、最低必要敷地面積につきましては、27,900に17,100を加えました、45,000 m^2 という算出結果になりました。

ここで設定いたしました最低必要敷地面積をもとに、次の建設候補地の抽出を行います。

続きまして、④建設候補地の抽出でございますが、いわゆる建設回避区域外を対象に、3つの条件をもとに抽出いたしました。

1点目が、既存の建築物、構造物等がないこと。

2点目が、土地の勾配が15度以下であること。

3点目が、建屋面積及び工場棟と工場棟を囲む周回道路分の面積（縦95m、横180mの長方形）が2つ分確保可能であること。

これら3つの条件をもとに、市域全般から建設候補地を抽出いたしますと、建設候補地につきましては合計6か所となりました。

次に、11ページをご覧ください。

11ページの表4は、これらの抽出した6つの各候補地の特徴を簡単にまとめたものでございます。

なお、各候補地の具体的な名称、所在地につきましては、諸事情により抽象化させていただいておりますので、ご了承ください。

各候補地の特徴でございますが、まず用途につきましては、候補地①③④⑤が農地でございまして、候補地②⑥につきましては、ごみ焼却場でございます。

続きまして面積でございますが、最小が候補地⑥の約49,000 m^2 でございまして、最大が候補地①⑤の約77,000 m^2 でございます。

最後に形状でございますが、候補地①②は長方形に近い形状、候補地④⑥は正方形に近い形状、候補地③⑤は敷地内の中央または南側がくびれた形状となっております。

なお、候補地の所有者でございますが、候補地②⑥の2つが本市所有のいわゆる市有地でございます、候補地①③④⑤につきましては民有地でございます。

次に、⑤建設候補地に対する評価基準の設定でございますが、施設整備及び施設運営に影響を及ぼすと想定されます事項を項目として設定しておりまして、合計 9 点満点にて客観的な評価を行っております。

それでは、13 ページをご覧ください。

13 ページの表 5 は、建設候補地の客観的な評価基準及び評価方法を示したのになります。

評価項目につきましては、「災害」「インフラ整備」「ユーティリティ」「周辺施設」「法規制」「財政」の6つの側面から設定しております。

なお、これらの評価項目につきましては、重み付けにより、評価項目間で重要度の差異を設けており、「インフラ整備状況」「周辺施設」「財政」の3項目を2点、他の3項目につきましては1点としております。

次に、各評価項目の詳細をご説明させていただきます。

まず1点目、「災害」、洪水浸水想定区域でございますが、対象とする河川が氾濫した場合、施設への浸水被害が想定され、施設運営に支障が生じることから、候補地が当該区域に該当しない場合、1点を加点しております。

続きまして、「インフラ整備状況」、アクセス道路でございますが、アクセス道路につきましては、清掃工場への搬入時にごみ収集車が安全に通行するため、幅員 5.5m 以上を有するアクセス道路が隣接、もしくは隣接していない場合は、当該アクセス道路の整備が可能であれば、2点を加点しております。

続きまして3点目、「ユーティリティ」、都市ガスでございますが、都市ガスにつきましては、焼却施設の立ち上げ時に必要不可欠でございますため、当該候補地の近傍までガス導管（都市ガス）が敷設されております場合、1点を加点しております。

次に、「周辺施設」、要配慮施設でございますが、いわゆる学校園、病院など、通学・通院への配慮が必要となりますため、清掃工場から一定の距離であることが望ましいと考えております。よって、これらの施設が 100m 以内に設置されていない場合、2点を加点しております。

続きまして、「法規制」、埋蔵文化財包蔵地・市街化調整区域につきましては、許可申請、現地調査等に長期の期間を要するため、建設事業スケジュールに大きく影響を及ぼすこととなります。従いまして、これら2つの法規制対象区域に該当しない場合、1点を加点しております。

最後に、「財政」、用地取得費でございますが、用地取得が必要となります場合、本市

の財政負担への影響が非常に大きくなりますことから、用地取得が不要である場合、2点を加点しております。

次に、⑥建設候補地の評価でございます。

こちらにつきましては、⑤で定めた評価基準に基づきまして、客観的に評価を行いまして、候補地ごとの適性評価を行っております。

続きまして、16ページをご覧ください。

表6は、候補地ごとの適性の評価結果をまとめたものでございます。

客観的な評価の結果、候補地ごとの評価結果につきましては、候補地①が1点、候補地②が9点、候補地③が4点、候補地④が4点、候補地⑤が2点、候補地⑥が9点との結果になりました。

次に、⑦施設配置案の検討対象とする建設候補地の選定でございますが、今ご説明させていただきました評価結果を踏まえまして、上位1位から3位となりました候補地②③④⑥を施設配置案の検討対象としたいと考えております。

今回の部会には、ご説明させていただきました候補地②③④⑥の4候補地を対象といたしまして、建設候補地の組み合わせ、いわゆる施設配置案の設定を行いまして、設定した複数の施設配置案に対する評価基準の設定及び評価につきまして、委員の皆様方にご審議を賜る予定でございます。

簡単ではございますが、資料2「一般廃棄物処理体制について」のご説明は以上でございます。

○山本部会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局からご説明ありました内容について、部会委員の皆様方で何かご意見ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○清水委員

ご説明ありがとうございます。清水です。

基本的なことを教えていただきたいと思うんですけども、次期に整備する施設の基本的な使用年数は、何年間ぐらいを想定しているのか、ということが1点です。

それから、最低必要な面積ということで、4.5haと設定しておられるのですが、その計算をされるにあたって、現状の東工場、臨海工場、リサイクルプラザの処理能力をベースにして計算をされたということですが、それでいいのかということですね。

ごみの発生量、あるいは資源化量っていうのも、今後変動する可能性がある中で、どのように処理能力を設定するのか、その考え方の部分ですね。

それから、同じく面積及び処理能力の算定の根拠、前提に関してなんですけれども、あまり詳しくないので教えていただきたいのですが、特にリサイクル施設については、現状、缶・びんなど、いくつか資源化を行っておられると思うんですが、その資源化の対象となるような廃棄物の範囲も制度もこれから変わっていくかもしれないですし、経済、社会情勢の中で変わってくる可能性があると考えたときに、現状のリサイクルプラザをベースとした算定でいいのかということですね。

例えばですが、今回実施するかどうかという問題はあると思うんですけれども、生ごみなど、これから資源化の対象が広がってくると想定した場合に、それに対応できるのかというところですね。

それから、同じく処理能力の算定の根拠、前提ということに関わって、次回以降の議題かもしれないんですけれども、最初に部会長のご挨拶にもありましたように、この施設が今後、市民の方への環境情報の発信拠点といった役割・機能も持つとすれば、そういった機能を確保するためのスペースは考えておかなくてもいいのか、土地として確保する必要はなくて、施設的设计段階で対応可能だということであればそうかもしれないんですが、そこをどのように前提として考えておられるのか。よろしくお願いします。

○事務局

環境施設課の高濱です。

ご質問いただきました、まず新工場で想定される使用年数の期限でございますが、これまでの経験から 20 年以上の使用を想定しております。

また、それ以上に伸ばす必要がある場合は、基幹改良という延命化工事が必要となりますので、まずは新設から稼働目標とするのは、現時点で 20 年と考えております。

続きまして、面積の件でございますが、処理能力とも関連いたしますが、ごみにつきましては、今後減量化、資源化に取り組むとともに、人口減少というのも考慮していく必要があります。

そちらにつきましては、処理基本計画で今後の推移を検討していくことになりますが、施設整備につきましても、並行して検討していく中では、現在のごみ量で計算するというのも現実的ではない、かといって、未定の推計値で計算しますと、それが適性能力かということにもなりますので、現時点で面積を算出するにあたっては、既存の処理能力を有する東工場の日量 460t、ないし臨海工場の日量 450t に対して、これ以上の能力を有する施設を建設するということは考えられないことから、この程度の面積があれば充分次の工場は建設できるだろうという考えのもと、算出しております。

処理能力につきましては、先ほどご説明させていただきました今後の推移と、国からも新たに通知等が出ておりまして、そういった考え方を踏まえて検討していきたいと考えております。

この部分につきましては、次回の部会の中で、こちらから提案させていただきたいと考

えております。

資源化施設につきましては、現在、リサイクルプラザで缶とびんの分別・選別を行っております。

ペットボトル・プラスチック製容器包装につきましては、東工場のストックヤードで貯留した後に、民間事業者へ資源化を委託しております。

今後、品目につきましても様々な制度の変更等が想定されますが、そういった施策につきましては、現時点では検討段階と聞いておりますので、この整備計画の中では、現状資源化しているものを確実に処理するということを前提に、検討させていただいております。

情報発信スペースにつきましては、自治体によって様々な手法が採用されておりまして、工場棟とは別の建物として啓発施設を建設するという事例もございますし、工場棟もしくは管理棟の中にフロアを設けるなど、手法は様々な中で、現状は工場棟内を想定して、検討させていただいております。

以上でございます。

○山本部長

ありがとうございます。

今の回答でよろしいでしょうか。追加であれば。

○清水委員

追加はないんですけれども、変化する情勢や法制度にあらかじめ対応するというのは非常に難しいですし、このようなハードの整備ですので非常に難しいことだと思うんですけれども、これから人口減少をベースにして、社会経済が大きく変わってくる可能性があると思うので、そこに対応できるということも重要なことかなと思いました。

手順をしっかり定めていただいていますし、今回の検討プロセスも提示してくださっていますが、様々な変化や可能性に対応することができる余白も少し念頭において、いろんな前提条件となる今回のテーマについて考えておくというのは、難しいんですけれども、大事なかなと思います。

○山本部長

ありがとうございます。

私も同じ思いでして、大学に先日お越しいただいたときにはお伝えしたんですけど、吹田市に有名な「くるくるプラザ」という施設がありまして、私が学生時代に、もう 25 年以上前なんですけど見学したことがあって、そのときの記憶だと、あそこは職人さんが中古のもの、家具やおもちゃなどを修理して、それを市民に再販売する、リユースする取り組みですとか、市民の方がその工房で職人さんの助言を受けて、それを修理して物を長

く使うということを実体験するっていうようなことをされてるんですね。

そういうことを本当に考えるのであれば、それ用のスペースって結構必要になってくるかなと思うので、機能が先か形が先かって言われるとわからないんですけども、一定程度その必要な機能というのを見定めて考えていくということも、容易ではないのは承知の上で、どのような環境学習拠点を目指すんだというコンセプトが見え隠れするといかなという気がいたしました。

他にご意見いかがでしょう。藤田先生、何かございますでしょうか。

○藤田職務代理

はい、ありがとうございます。

次回以降の議論になるかもしれないんですけども、本日は検討手法の⑦までについて詳細にご説明いただいたわけなんですけれども、⑧以降の議論に進めるにあたり、候補地ごとの適性の評価結果を見させていただいたところ、候補地②③④⑥を次の組み合わせの候補地とする結論について、ご説明にあったように候補地②と⑥が 9 点ということで、すべてのウエイトも含めて項目がクリアされているという満点状態で、3 番目の候補としての③と④については、アクセス道路、法規制、財政上の負担というところで点数が取れていなくて、結果 4 点となっていて、この結果を踏まえて、候補地が複数必要だった場合、2 つの組み合わせや有用性というのを効果検証していくときの基準は、どのようなことを想定されているのかなということで、今回の評価結果から言うと、候補地②と⑥が満点で、その 2 か所を推してなお、他の候補地が組み合わせで優位に立てるような条件というのは何か想定されているのかな、抽出されているのかなというところを、ご説明いただけたら嬉しいなと思っているんですけども。

結果は結果として、詳細にご説明いただきましたことは、非常に今の状況が理解できたということで感謝申し上げますが、この結果を踏まえて、複数候補の組み合わせやより詳細な効果検証を行っていく際の何かポイントというか、今、想定されている事項というのがあれば、事前に勉強させていただきたいなと思い、質問させていただいております。

まだ決まっていないのであれば、次回以降拝見させていただくことになるかと思うんですが、今回の結果で、3 つの候補地を残すというのは理解できるんですが、評価結果を拝見させていただく限りでは、アクセス道路の建設や法規制の突破、財政負担の軽減といったことがなかなか難しいことを考えると、1 位の候補地と 3 位の候補地では大きな差があるのではないかなという気がいたしました。

質問というよりは、感想のようなものになっているかもしれませんが、以降のご検討、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○事務局

ありがとうございます。

今回、候補地として4か所残しておりまして、これをもとに候補地の組み合わせを選定していきますが、その基準につきましては、現在検討中ということで、答えを持っていない状況となっております。

次回までには整理して、明確に提示させていただきたいと考えております。

今回ご審議していただく内容としまして、私どもとしては6か所の候補地から4か所を選定させていただいておりますけれども、先生がおっしゃるように、6つの評価項目と、私どもで1点、2点とさせていっているウエイトについては、まず行政側としての視点で作成しておりますので、できれば先生方のご意見も反映させていただきたいと考えております。

また、上位3位までとさせていただいたのも、点数的に言いますと、確かに候補地②⑥が優位になっており、ここだけで絞るというやり方も考えさせていただきましたけれども、こうするとやはり限定的になってしまうという視点もありますので、上位複数を残して、その中でまだ可能性があるのかないのかというところまで検証していきたいという思いで、今回の4か所を選定させていただいております。

以上でございます。

○山本部長

よろしいでしょうか。

○藤田職務代理

ありがとうございました。承知いたしました。

○山本部長

おそらく、候補地の②と⑥に対して逆転ホームランを打つのは大変かなと思うんですが、その判断・評価の基準を豊かにしておくということは、次の20年後、30年後の更新のときの役に立つかなと思いますので、ぜひリッチにさせていただきたいなと思います。

例えば、先ほどの環境学習拠点としての機能で考えると、トラックがアクセスしやすいかどうかだけでなく、市民の方々、お子さん連れの方とかも含めてですね、そういう方々がアクセスしやすいかどうかというのは非常に大事かなと思います。

先ほど申し上げた「くるくるプラザ」も、万博記念公園とか万博競技場の近くにあったと思います。自動車でももちろん行けますけど、バス、鉄道、場合によっては徒歩でも行ける場所にあつて、もちろん居住地ともすごい近接しているというわけではなくて、少し離れているんですけれども、市民の方々のアクセス性というのも配慮された場所かなという気がしています。

そういう観点ですとか、私の研究的な視点で話してしまうのも恐縮なんですけれども、

例えばごみ焼却場と下水処理場が連携して、下水処理場側で何か固形燃料を作ったり、液体燃料を作ったりっていう試みをしたときに、汚泥の乾燥熱源として何が最有力候補かと言えば、真っ先に上がるのが焼却余熱だと思うんですね。

そういう連携っていうのは他の自治体でも進んでいますので、そういう将来的な施設間・インフラ間の連携が可能である場所っていうのも、例えば1つの基準になるでしょうと。

それから、1 ページ目の破碎施設の数字データを見ると、第二破碎の施設が平成 30 年ですから、2018 年ですかね。比較的新しいですね。

第三次の環境基本計画の中でも確か「フローからストックへ」っていう、これは昔から言われているキーワードですけど、ストック重視型の社会でっていうことははっきりと国のポリシーとして出されているわけですので、これは候補地の②⑥がますます有利になるだけかもしれませんが、やはり既存の施設、既存のストックを活用できることっていうのも、おそらく重要な基準になるかなと思います。

あるいは、活用だけではなくて移設しやすいかどうか、なんていうことも入れておいてもいいかもしれませんが、そういう形でぜひ判断基準を豊かにしていただくといいかなという気がしました。

○清水委員

今のご議論を伺いながら考えたんですけれども、先ほど部会長からもご意見ありましたように、堺市のごみ処理、あるいは資源化や物質循環をどうしていくのかというビジョンがそれなりにないと難しいというか、現状維持、あるいは今の状況が続けるということしか結論としては出ないと思うんですね。

もちろん、それも1つの選択肢ですし、それが悪いというわけではないと思うんですけれども、今、例として挙げていただいたような新しい方向性に対して、やるかどうか別としても、可能性としてどのようなことがあり得るのかということは、他の自治体さんの事例であるとか、最新の事例、取り組みも少し情報収集をされて、こんなことも可能性としてあると、一通り見た上で、もちろん財政の制約もあるので、現実的な施設の更新ということになると思うんですけれども、どこまでの可能性を考えてこの判断をしたのかというところは、部会長のご意見のとおりかと思うんですけれども、豊かに可能性を検討された方がいいのではないかなと思いました。

それは堺市全体の廃棄物処理のことだけではないでしょうし、脱炭素であるとか、環境基本計画であるとか、他の計画との整合性や市全体の方針との兼ね合いもあるかと思うので、実際どうするかは別にして、大きなところでどういうビジョンを持って施設を更新していくかということも、検討いただければありがたいなと思いました。

○山本部会長

今の清水委員のコメントに、何かあればお願いします。

○事務局

ご意見ありがとうございます。

清掃工場もやはり迷惑施設、忌避施設というイメージがあり、そこをどう払拭していくか、地域の方に受け入れていただけるかというところでは、おっしゃっているように、例えば環境啓発につきましても、これまで通りの啓発ではなくて、参加型のような設備も必要かとは思っております。

これにつきましては、敷地の有無や費用もございます。

その中で今後、処理基本計画の方向性と連携しながら、焼却施設でどのような啓発が可能かを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○山本部会長

ありがとうございます。

それでは、他に何かご意見ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

重要な二つの論点をはっきりと出されたかなという気がいたします。

それでは、概ねご意見ご質問いただきましたので、続いて4つ目の議題、「その他」でございますが、事務局から何か案件はございますでしょうか。

○事務局

特にございません。

○山本部会長

はい、ありがとうございます。

では、司会をお返しするという形ですかね。お願いいたします。

○司会

ありがとうございました。

本日は、山本部会長をはじめ、部会委員の皆様方にはお忙しいところご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

今後の予定ですが、第2回の専門部会を2月の下旬頃に開催できればと考えております。本日の会議終了後、2月の部会の日程調整につきましては、事務局から委員の皆様にご連絡差し上げますので、よろしくお願いいたします。

会議終了にあたり、傍聴者の方はご退席くださいますようお願いいたします。

以上をもちまして、「令和 6 年度堺市廃棄物減量等推進審議会 施設整備基本計画の一部に関する専門部会（第 1 回）」を終了させていただきます。

また、事務連絡となりますが、この後 15 分間の休憩を挟みまして、14 時 25 分から「令和 6 年度堺市廃棄物減量等推進審議会 一般廃棄物処理基本計画に関する専門部会（第 1 回）」を開催いたしますので、引き続きよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉会:午後 2 時 10 分